

利根町告示第42号

利根町チャレンジショップ事業実施要綱を次のように定める。

令和4年4月28日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町チャレンジショップ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町で起業を目指す者が地域における商業活動へ参入しやすい環境作りを図り、町内商店街の賑わい創出及び地域の活性化に資するため、チャレンジショップの設置及び貸出しを行う利根町チャレンジショップ事業（以下「チャレンジショップ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「チャレンジショップ」とは、町内で起業を目指すものに一定期間貸出す店舗をいう。

(チャレンジショップの設置)

第3条 町が設置するチャレンジショップは、次の表のとおりとする。

所在地	茨城県北相馬郡利根町大字布川2115番地105
構造	木造・スレート葺き・2階建て
種類	店舗
床面積	1階73.49㎡ 2階37.26㎡ 合計110.75㎡
貸出部分	1階部分 約41㎡
建物の名称	とね0→1BASE（ゼロワンベース）

(対象者)

第4条 チャレンジショップ事業の対象者は、個人若しくは団体、又は商業登記若しくは法人登記のある法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町で起業又は開業を目指すもの若しくは創業しておおむね1年以内のもの
- (2) おおむね週4日以上、かつ1日6時間以上営業できるもの
- (3) 自主性をもってチャレンジショップの店舗運営を行うことができるもの

- (4) 地域及び商店会等の活動に意欲的に参加できるもの
- (5) 第21条第1項に規定する利根町チャレンジショップ出店者選考委員会の選定審議の日までに、チャレンジショップを営むために必要な許認可が取得できるもの（当該許認可が必要な業種で事業を行う場合に限る。）
- (6) チャレンジショップの出店契約期間（以下「契約期間」という。）満了後、本町において引き続き本格的に開業する意思のあるもの
- (7) 住民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないもの
- (8) 個人，団体又は法人（役員又は支店若しくは営業所の代表者，理事その他経営に実質的に関与しているものを含む。）が，利根町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと
- (9) 前各号に掲げるもののほか町長が適当と認めるもの  
（対象業種）

第5条 チャレンジショップ事業の対象業種は，別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する業種についてはチャレンジショップ事業の対象としない。

- (1) 店舗を著しく汚損し，又は騒音，振動若しくは悪臭を発生する恐れのあるもの
- (2) 建物本体，給排水設備又は建物内の壁，天井等の改修工事が必要となるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行い，又は行う恐れのある組織の利益になるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか，町長がチャレンジショップとして適当と認められないもの

（出店申請）

第6条 チャレンジショップへの出店を希望するものは，利根町チャレンジショップ出店申請書（様式第1号）及び利根町チャレンジショップ事業計画書（様式第2号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

（出店者の決定）

第7条 町長は，前条に規定する申請があったときは，その内容の審査を行い，チャレンジショップの出店者（以下「出店者」という。）を決定し，利根町チ

チャレンジショップ出店者選考結果通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により出店者の決定をしようとするときは、第21条第1項に規定する利根町チャレンジショップ出店者選考委員会の意見を聴くものとする。

3 町長は、第1項の決定に際し、チャレンジショップ事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（出店契約等）

第8条 町長は、チャレンジショップの貸出しをしようとするときは、出店者と利根町チャレンジショップ出店契約書（様式第4号）を締結するものとする。

2 前項の契約期間は、1年以内とする。ただし、次の出店者が決定していない場合は延長することができるものとする。

（出店料）

第9条 チャレンジショップの出店料は、別表第2に掲げるとおりとする。

（事業の変更等）

第10条 出店者は、事業計画の内容を変更し、又はチャレンジショップ事業の出店を中止し、若しくは廃止しようとするときは、当該変更又は中止若しくは廃止をしようとする30日前までに、利根町チャレンジショップ事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、利根町チャレンジショップ事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした出店者に通知するものとする。

（事業収益の取扱い）

第11条 チャレンジショップの運営により発生した収益及び損失は、出店者に帰属するものとする。

（損壊等の届出）

第12条 出店者は、チャレンジショップ（附属の設備及び器具類を含む。）を損壊又は汚損（以下「損壊」という。）したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

（損害賠償）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出店者に対し損害賠償を請求することができる。

- （1） 出店者が故意にチャレンジショップの建物及び附属の設備又は器具類を損壊又は無断で改修したとき
- （2） 前号に掲げるもののほか町長が損害賠償の請求が相当であると認めるとき

(原状回復)

第14条 出店者は、出店期間が満了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）する日までに、チャレンジショップを原状に回復しなければならない。

2 出店者は、前項の規定によりチャレンジショップを原状に回復したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、前項の規定による届け出があったときは、速やかにチャレンジショップが原状回復されているか確認するものとする。

(町の責任)

第15条 町は、チャレンジショップへの出店により、出店者が被った損害又は出店者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(実績報告)

第16条 出店者は、出店期間が満了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、当該満了した日から起算して30日以内に、利根町チャレンジショップ出店実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備)

第17条 出店者は、チャレンジショップの収入及び支出を明らかにした帳簿等を作成し、他の事業と区分して収支を記録するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を出店期間の満了した日（第10条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の末日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(出店期間満了後の努力義務)

第18条 出店者は、出店期間満了後において、チャレンジショップ事業の成果を、今後の事業に活かし、本町において新たに開業することができるよう努めなければならない。

(決定の取消し)

第19条 町長は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 申請書等に虚偽の記載があったとき

(2) チャレンジショップを申請書等に記載された事業以外の用途に使用したとき

(3) 利根町チャレンジショップ出店契約書（様式第4号）の内容に違反したとき

(4) 前各号に掲げるもののほかこの要綱に定める事項に違反したとき  
(調査等)

第20条 町長は、必要があると認めるときは、チャレンジショップの運営状況について調査し、又はその状況について出店者に対し、報告を求めることができる。

(利根町チャレンジショップ出店者選考委員会)

第21条 町長は、チャレンジショップ事業の目的を達成するために、適正な出店者を選定するため、利根町チャレンジショップ出店者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、総合的な評価を加え、その結果を町長に報告する。

(1) 第1条に規定する町内商店街の賑わい創出及び地域の活性化に資することができるか

(2) 第4条及び第5条の規定に適合しているか

(3) 前号に掲げるもののほかチャレンジショップ事業に関し必要と認めること

3 前項の規定による審議の方法は、書類での審査とする。ただし、町長が必要と認めるときは、申請者の出席及び説明を求めることができる。

(委員会の組織)

第22条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命し、12人以内をもって組織する。

(1) 利根町商工会長

(2) 利根町商工会事務局長

(3) 利根町商工会青年部長

(4) 利根町商工会女性部長

(5) 総務課長

(6) 政策企画課長

(7) 財政課長

(8) まち未来創造課長

(9) 商店街及び地域の活性化に関する専門的な知識を有するもの

(10) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認めるもの

2 前項第1号から第8号に掲げる職にある委員の任期は、当該職にある期間とし、第9号及び第10号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 任期を2年とする委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

(1) 委員長は、まち未来創造課長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する

(2) 副委員長は、政策企画課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する

(委員会の会議)

第23条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

5 委員会の庶務は、まち未来創造課において処理する。

(事業の委託)

第24条 町長は、適当と認める者にチャレンジショップ事業の業務の一部又は全部を委託することができる。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

大分類	中分類	小分類
小売業	各種商品小売業	その他の各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業 男子服小売業 婦人・子供服小売業 靴・履物小売業 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品小売業 野菜・果実小売業 食肉小売業 鮮魚小売業 酒小売業 菓子・パン小売業 その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	自転車小売業 機械器具小売業（自動車，自転車を除く）
	その他の小売業	家具・建具・畳小売業 じゅう器小売業 医薬品・化粧品小売業 農耕用品小売業 書籍・文房具小売業 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 写真機・時計・眼鏡小売業 他に分類されない小売業
飲食サービス業	飲食店	食堂，レストラン 専門料理店 そば・うどん店 すし店 酒場，ビヤホール 喫茶店 その他の飲食店

生活関連サービス業	理容・美容・マッサージ業	理容・美容業 整体・マッサージ業
	その他の生活関連サービス業	旅行業 衣服裁縫修理業 他に分類されない生活関連サービス業

別表第2（第9条関係）

チャレンジショップの出店料	
貸出面積	約41㎡（約12坪）
施設使用料	20,000円/月（インターネット使用料含む）
上下水道使用料	毎月の上下水道請求額から5,000円を差し引いた額
電気使用料	毎月の電気請求額から5,000円を差し引いた額
ガス使用料	全額自己負担

様式第1号（第6条関係）

利根町チャレンジショップ出店申請書

年 月 日

利根町長様

申請者 所 在（又は住所）  
名 称（又は氏名）  
代表者名  
電話番号

利根町チャレンジショップに出店したいので、利根町チャレンジショップ事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

フリガナ 店舗の名称	
出店期間	年 月 日から 年 月 日まで
開店予定日	年 月 日
業 種	
添 付 書 類	1 利根町チャレンジショップ事業計画書（様式第2号） 2 収支計画書 3 履歴書（法人の場合は、代表者の履歴書） 4 住民票の写し（法人の場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類） 5 住民税等を完納していることを証する書類（法人の場合は、法人及び代表者の住民税等を完納していることを証する書類） 6 特定創業支援等事業による支援を受けた者はその証明 7 その他

（注）申請者が個人の場合は、所在に住所を、名称に氏名を記載してください。

(裏)

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、町の求めに応じ、必要書類を提出すること及びこれらの提出書類から町が必要に応じ、個人情報警察に提供又は照会することについて同意します。

記

自己又は自己の法人若しくは法人役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（利根町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

年 月 日

利根町長 様

所在（又は住所）

名称（又は氏名）

代表者名

様式第2号（第6条関係）

（表）

利根町チャレンジショップ事業計画書

1 申請者

フリガナ	
個人名又は法人名	
役職・代表者名	
住所又は所在地	
連絡先	電話番号：
	FAX 番号：
	E-Mail：
	携帯番号：
生年月日 （法人は設立年月日）	年 月 日（ 歳）
資本金又は出資金の額	円

2 チャレンジショップの概要

フリガナ 店舗の名称	
店舗の紹介	
業種	
営業時間	
定休日	
従業員数	人
利用の目的・動機等	

(裏)

3 事業内容

商品・サービス 及び価格	
宣伝方法及び集客方法	
仕入先	
組織体制及び協力者	
セールスポイント	
本格開業日の 予定及び出店場所	

(注1) 取り扱い商品等の写真, カタログ等がある場合は添付してください。

(注2) 提出いただいた資料は返却いたしませんので, あらかじめご了承ください。

【収支計画書】

出店資金計画

出店資金		金額	資金調達先	金額
設備資金	内装費	円	自己資金	円
	設備費	円		
	その他	円	金融機関からの借入	円
	設備資金合計①	円		
運転資金	仕入代金	円	その他の調達先	円
	経費支払代金	円		
	その他	円		
	運転資金合計②	円		
出店資金合計①+②		円	資金調達合計	円

※出店資金合計と資金調達合計は一致すること。

収支計画（過去実績・見込推計）

		過去実績	見込：中期計画		
		年/ 期	年/ 期	年/ 期	年/ 期
売上高①		円	円	円	円
売上原価（仕入高）②		円	円	円	円
経費	人件費	円	円	円	円
	家賃	円	円	円	円
	上下水道光熱費	円	円	円	円
	消耗品費	円	円	円	円
	その他	円	円	円	円
	合計③	円	円	円	円
利益①－②－③		円	円	円	円

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

利根町チャレンジショップ出店者選考結果通知書

（申請者）

名 称

代表者名

様

利根町長

印

年 月 日付けで申請のあった利根町チャレンジショップについては、出店を（可・不可）と決定したので、利根町チャレンジショップ事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 出店可とした事項

店舗の名称	
出店期間	年 月 日～ 年 月 日
出店条件	

2 出店不可とした事項

出店不可の理由	
備 考	

(裏)

(注)

- 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、利根町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても審査請求ができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、利根町長を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の取り消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

利根町チャレンジショップ出店契約書

甲及び乙は、利根町チャレンジショップ事業実施要綱第8条に基づき、甲が設置するチャレンジショップを乙が借用し出店することに関し、下記のとおり出店契約を締結する。

甲 茨城県北相馬郡利根町布川841番地1  
利根町長 (以下「甲」という。)

乙 (以下「乙」という。)

(契約の目的)

第1条 この契約は、甲が設置するチャレンジショップを乙が借用して出店する条件、利用の方法及び契約の解除等の手続きを定め、もって賃貸借関係の合理的な運用を確保することを目的とする。

(出店者の義務)

第2条 乙は、この契約の締結に当たっては、利根町チャレンジショップが利根ニュータウン商店会（以下「商店会」という。）内にあるという認識に立って、常に全体の利害を優先して考え、甲及び他の店舗等とも良好な協力関係を維持しながら業務を行い、もって商店会の発展及び地域の活性化に寄与するよう努めなければならない。また、チャレンジショップ出店契約期間中は、契約期間満了後に本町での本格開業に向けた知識及び経験の習得に努めなければならない。

(物件)

第3条 甲は、利根町大字布川2115番地105所在の木造2階建ての店舗物件の指定場所を乙に有料で貸し出し、乙が利根町チャレンジショップ事業実施要綱第6条に基づき申請した業務を行うことを承認するものとする。

(目的)

第4条 前条の物件において、乙は要綱第5条第1項に定める事業を行うものとする。

2 乙は、前項の業務内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(出店期間)

第5条 この契約に係る出店期間は、次のとおりとする。

自 年 月 日  
至 年 月 日

(出店料)

第6条 チャレンジショップ出店料は、次に掲げるとおりとし、定めのない経費等については、全て乙の負担とする。

施設使用料

面積

上下水道使用料

電気使用料

ガス使用料

2 乙は、出店料を翌月の15日(指定の金融機関が休業日の場合は翌営業日)までに甲の指定する銀行口座へ払い込むものとする。

(管理費等)

第7条 乙が自己の使用物として設置する備品及び設備等の設置にかかる費用は乙の負担とする。また、乙が自己の所有物として設置する備品及び設備等に係る維持管理費及び補修等に係る経費は、乙の負担とする。

2 乙は、利根ニュータウン商店会に入会し、商店会会則に基づく会議等への出席やイベント等へ積極的に参加協力するものとし、商店会会費の請求があった場合は支払うものとする。

(造作、模様替え等)

第8条 乙は、物件内の内装等の造作、修繕及び模様替えは、原則として行わないものとし、必要が生じた場合は必ず甲と協議のうえ実施するものとする。

(物件の管理)

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、物件について、修繕を要し、又は災害等の予防上対策を講ずる必要があると認めたときは、速やかに甲に通知するとともに、緊急を要する場合には、自らも応急措置を講ずるものとする。

3 乙は、物件の使用に先立ち必ず責任者を定め、甲に届け出るとともに、その承認を受けるものとする。責任者を変更しようとするときも同様とする。

(立入権)

第10条 甲又は甲の指定する者は、建物及び諸設備の管理上若しくは防災上必要があると認めたときは、乙の物件内に立ち入ることができる。この場合、甲はあらかじめその旨を乙に通知するとともに、乙の業務の妨げにならないよう留意するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 甲は、前項に規定する立入に際し知り得た、個人の情報等の守秘されるべき情報を、他に漏らしてはならない。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- ・一部又は全部を問わず、第三者に貸借権を譲渡し、又は転貸すること、及びその他名義のいかんにかかわらず、第三者をしてこれを利用させること。
- ・あらかじめ、文書により甲の承認を得ないで業務形態を変更すること。
- ・利用物件内に居住し、又は人を居住させること。

(免責事項)

第12条 火災、盗難、諸施設の故障等による乙の損害に対しては、甲はその責を負わない。

(賠償責任)

第13条 乙又は乙の従業員がこの契約に違反し、又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えた場合は、乙は賠償の責を負うものとする。

(契約の目的物の滅失又は毀損等に伴う解約)

第14条 天災、事変、その他不可抗力により建物の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損し又は建物の用途が変更され、物件の使用が不能若しくは維持管理が著しく困難となった場合には、この契約は解除されるものとする。この場合乙の被った損害については、甲は何らの責任を負わない。

(解約の申し入れ)

第15条 契約期間中であっても、乙は、3ヶ月の予告をもって甲にこの契約の解除を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時にこの契約は終了する。ただし、乙は前期予告にかえて3ヶ月分の利用料を甲に提供し、即時解約することができる。

2 前項による解約（即時解約を含む。）の申し入れは、これを撤回若しくは取り消すことができない。

(契約の解除)

第16条 乙が、この契約又はこれに基づく規制に違反したときは、甲は催告を要せず直ちに契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し異議を申し立て、又は損害賠償を請求することはできない。

(原状回復義務)

第17条 出店期間の満了、解約、解除その他の事由により本契約が終了したときは、以下に掲げる各号の規定により物件を甲に返還しなければならない。

- ・乙は、甲の定めた期間内に、内装等を乙の費用で撤去し、撤去による損壊場所は、すべて甲の指示に従い乙の費用をもって原状に回復するものとする。
- ・乙が、前号の期間内に原状回復が完了しないときは、甲は、乙の負担にお

いて任意に当該工事を行い又は乙が物件に付加した物件及び物件内に存する物品を、無償で甲に譲渡したものとみなし、任意にこれを処分することができる。また、処分にかかる費用について、甲は乙に請求できるものとする。

・乙は、物件のために支出した費用及び物件明け渡しに伴う費用等は、一切甲に請求しないものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(契約条項以外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ誠意をもって処理する。この契約書の確実を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 茨城県北相馬郡利根町布川 841 番地 1

氏 名 利根町長 印

乙 住 所

名 称

代表者 印

様式第5号（第10条関係）

利根町チャレンジショップ事業計画変更（中止・廃止）承認申請書	
年 月 日	
利根町長様	
（チャレンジショップ出店者）所在（又は住所） 名称（又は氏名） 代表者名	
年 月 日付け 第 号で決定のあったチャレンジショップ 出店について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、利根町チャレンジシ ョップ事業実施要綱第10条第1項により申請します。	
店舗の名称	
変更する内容 （変更の場合のみ）	
変更（中止・廃止） する理由	
添付書類	1 変更事業計画書（変更の場合のみ） 2 その他
備 考	

（注）チャレンジショップ事業者が個人の場合は、所在に住所を、名称に氏名を記載してください。

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

利根町チャレンジショップ事業計画変更（中止・廃止）承認通知書

（チャレンジショップ事業者）

名 称

代表者名 様

利根町長 印

年 月 日付けで申請のありましたチャレンジショップの変更（中止・廃止）については、次のとおり承認することとしたので利根町チャレンジショップ事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

事業内容	
備考	

様式第7号（第16条関係）

利根町チャレンジショップ出店実績報告書	
年 月 日	
利根町長 様	
(チャレンジショップ出店者) 所在 (又は住所) 名称 (又は氏名) 代表者名	
年 月 日付け 第 号で決定のあったチャレンジショップ出店について、利根町チャレンジショップ事業実施要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。	
店舗の名称	
出店期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施による成果又は今後見込める効果	
添付書類	1 利根町チャレンジショップ出店成果報告書（別紙） 2 収支報告書（決算書等） 3 写真（販売商品，営業活動中のもの） 4 その他
備 考	

（注）報告する者が個人の場合は，所在に住所を，名称に氏名を記載してください。

※別紙の利根町チャレンジショップ出店成果報告書を添えて提出してください。

別紙

利根町チャレンジショップ出店成果報告書

フリガナ			
個人名又は法人名			
役職及び代表者名			
住所又は所在地			
連絡先	電話番号：		
	FAX 番号：		
	e-mail：		
	携帯番号：		
店舗の名称			
出店期間	年 月 日から 年 月 日まで		
営業時間			
定休日			
従業員数	正規従業員 人	臨時従業員 人	合計 人
商品・サービス名及び営業の内容			
店舗の特徴、特色等			
来客者の反応			
チャレンジショップ出店による地域商店会への波及効果及び影響			
チャレンジショップ終了後の予定			

(注1) 取扱商品の写真，カタログ等がある場合は添付してください。

(注2) 提出いただいた資料は返却できませんので，あらかじめご了承ください。